

News Letter

経営行動研究学会会報 2019年3月
第 96号

ITの怪獣によるパラダイムシフト

経営行動研究学会副会長

亀川 雅人 (立教大学教授)

最初に GAFA(ガーファ)という言葉聞いたとき、「ウルトラ Q」や「ウルトラマン・シリーズ」に登場する怪獣の名前かと思った。周知の IT (情報技術) の巨人 (グーグル, アップル, フェイスブック, アマゾン) である。私のイメージとしては、大きな口を開けて、ありとあらゆる情報を飲み込んでいく怪獣である。怪獣ガーファが情報を飲み込むと、世界に情報はなくなり、人々は行動を選択できなくなる。意思決定するための情報が存在しないため、何をすべきかがわからない。ガーファの提供する製品やサービスを受け入れるしかなくなる。

企業活動は、いつ、どこで、誰が、何を、誰のために、どのような方法とコストで生産するかを知ることで始まる。経済学では、希少資源を有効に活用するために、これらの情報が市場による価格情報に織り込まれると仮定した。しかし、売買取引が成立するには商人的活動が必要になる。財やサービスを売買するための商業活動に関する情報のみならず、生産要素の情報を伝達する金融機関や人材派遣や人材紹介業などの活動が存在し、ここに商学が成立した。そして、経営学は、情報の活用を市場に委ねず、組織が収集し、これを管理・運営する方法を考察した。

経済学や商学、そして経営学は、情報収集とその分析能力に制約があることを認識し、そのハードルを引き下げることが研究目的としてきたように思われる。その基本は、意思決定の選択を個々の企業や個々の消費者に委ねる分権化した社会である。意思決定の前提となる情報は、個々の経済主体が、自らの収集可能な範囲で集め、個々の責任において意思決定する。しかし、かつてのソビエト連邦や中国のような社会主義計画経済では、中央集権的な意思決定システムを構築するために、情報を独占し、生産すべき財やサービスを一意的に決定した。

米国の GAFA や中国の BAT (バイドゥ, アリババ, テンセント) は、情報寡占的な状況を作ろうとしている。各社が競争をしているうちは独裁的な意思決定にはならないかもしれない。しかし、現在でも、個々の消費者は自らの意思で選択できなくなっている。財やサービスを探索するコストが著しく低下したが、それは選択肢を与えられているからであり、情報をコントロールされた結果であることに気が付いていない。

情報をコントロールする産業が誕生したことで、経済学や商学、経営学のパラダイムシフトが起きている。新たな怪獣は都市や農村を破壊し、飲み込んだ情報は総ユーザー数 130 億人という。世界の人口を超えるユーザー数であり、国家の境界を超えている。企業内情報を管理するのは経営者であるが、その企業内情報も飲み込まれている。

さて、経営行動研究学会は、こうした新たな怪獣とどのように取り組むべきであろうか。環境変化は、研究者に新しい問題を提供してくれる。楽しみな時代である。

研究部会報告

○第110回：2018年12月8日(土)、於 千葉商科大学

●「1000年周期の災害に備える為の企業と個人のリスクマネジメント」報告者：仲間 妙子（日本経済大学）、司会・コメンター：関岡 保二（中央学院大学）

仲間妙子先生は、阪神・淡路大震災と東日本大震災の際の地域コミュニティと地方自治体の災害対応の研究などを通して、巨大地震の被害を最小化するためのシステムづくりと政策提言を精力的に行ってきたことでよく知られる。本発表では、2030年代に発生が予想される南海トラフ地震に伴う企業と個人の被害を最小化するための方策が検討されている。第1に、日本政府の構造物中心の災害対策が阪神・淡路大震災の苦い経験から、公助による防災と自助・共助による減災を統合した対策に転換したことが説明されるとともに、「1000年周期の災害」が定義される。第2に、想定される被害内容、南海トラフを震源として発生した過去の主な地震、各地の震度予想など南海トラフ地震に関わる諸項目が説明される。第3に、南海トラフ地震の被害を最小化するために企業と個人がとるべき方策が検討される。起業のリスクのうち特に重視されているのは、東日本大震災の際に日本企業が苦しんだ災害連鎖であり、連鎖遮断の方法としてシステムの冗長性の確保とBCP/BCMの策定およびそれに基づく訓練の有効性が指摘されている。本発表には難解な語・表現や内容の重複などいくつかの問題がある。しかし、これらの欠点はもちろん、巨大地震から国民の生命と財産を守るために努力されている仲間先生の情熱と真摯さを傷つけるものではない。（関岡 保二 記）

●「若年未婚者の婚姻儀礼意識調査分析」報告者：今井 重男（千葉商科大学）、司会・コメンター：日野 隆生（東京富士大学）

本研究の目的は、未婚の若年者の婚姻儀礼（結婚式と披露宴）に関する意識を探ることであった。婚姻儀礼については、人類学、宗教学、民族学、社会学など様々なアプローチがあり、また、時代によっても、さらに、国・地域（例えば、日本でも地域特有の慣習がある）によっても捉え方が異なる。本調査は、日本の近年における未婚率の上昇に着目し、若年未婚者の婚礼儀式に関する考え方の変化を探ることにより、経営学的に将来のブライダル市場を予測するとともに日本社会の変化を探ることを示唆する貴重な研究である。

日本の婚姻儀礼は、通過儀礼（時間的結界）と贈答行為（互酬）からなる要素を備え、これらが結婚式・披露宴の実施に影響されるという一つの仮説導出から、未婚者（20歳～50歳）3,000人に調査。回答者のうち、20歳～39歳 1,517票を「若年」とし、分析（クロス・因子・回帰）の結果、若年未婚者は、通過儀礼として結婚式・披露宴を実施する意識が希薄であることが示唆された。また、課題の一つとして、結婚する当事者の両家族の意識（意見）も実施の意思決定に影響されることがあげられた。（日野 隆生 記）

●＜特別講演＞

「企業統治と大学等非営利組織の統治問題—最近にける問題状況の分析—」

講演者：菊池 敏夫（日本大学名誉教授，経営行動研究学会名誉会長）

司 会：平田 光弘（一橋大学名誉教授）

菊池名誉会長は、本学会創立の1991年7月以来実に27年の長きにわたって会長を務められ、昨2018年8月退任後名誉会長に就任された。本講演は、これを記念して行われた。

講演に先立って司会の平田から、60有余年に及ぶ菊池名誉会長の研究歴が紹介された。菊池名誉会長は、1950年代半ばに資本市場問題の専門家として学界入りされ、『企業金融と資本市場』（1965年）『企業金融政策』（1967年）等の著書を上梓された。1960年代後半には公害・環境問題に対する企業責任に関心を寄せ、『公害解決への道』（1966年）『公害問題の考え方』（1971年）『企業と環境の考え方』（1977年）等の共著、「公害なき企業行動の諸条件」「公害と企業責任の達成条件」「企業における環境制御責任」「環境問題への経営学的接近」等の論考を物された。これと並行して企業の社会的責任問題にも取り組まれ、「現代企業の社会的責任」「企業の社会的責任と自己規制力」「企業の社会責任とその達成条件」「経営行動の社会的適応性—新たな行動基準の探求—」等の労作を著された。

菊池名誉会長は、それらの成果を通じて企業の自己規制力や企業行動における倫理的価値の重要性を主張された。その思考は1980年代後半の最高経営組織問題や1990年代初頭の企業統治問題への対処に活かされ、「現代経営と企業家機能—革新の機会と制約条件—」「最高経営組織再構築の方向と課題—取締役会構成の国際比較—」「最高経営組織と会社統治の構造—国際比較からみた日本の課題—」「最高経営組織とステイクホルダー関係の再構築」「コーポレート・ガバナンスの国際比較と日本型システム—その方向の探求—」「経営における倫理的価値の問題の検討—反倫理的行動の回避可能性—」「企業行動と政府規制—自律的経営システムの条件の探究—」「企業統治の機構と自己規制力」等の力作や『企業統治の国際比較』（2000年）『企業の責任・統治・再生—国際比較の視点—』（2008年）『企業統治と経営行動』（2012年）、企業統治論—東アジアを中心に—』（2014年）等の共編著を相次いで世に問われた。菊池名誉会長は、如上の主題を精力的に掘り下げられる一方、現代企業の経営問題を解明する『現代経営学』（1975年）『現代企業論—責任と統治—』（2007年）等の啓蒙書も公刊されている。

本講演は、菊池名誉会長が近年特に学的関心を抱かれている主題の一つである。菊池名誉会長はまず、現行の企業統治制度に内在する問題として、それが会計の不正を防止するという視点に立ち、株主の権利・利益を保護するという考え方に基づいていることを指摘された。こうした現行の企業統治制度の発端は、イギリスにおけるマックスウエル社の会計不正による倒産（1991年）にある。翌1992年にキャドベリー委員会が発足し、公表されたその報告書は各国の企業統治改革に多大な影響を与えた。その後、OECDからも企業統治原則が公表された。アメリカでもエンロン社の会計不正による倒産（2001年）があり、サーベンス・オクスリー法が制定された。これらの原則や法規制の特徴は、企業統治が株主の利益を視点として会計の不正を防止することを主内容

としていること、統治機能の担当者は取締役会であるとし、社外取締役または独立取締役の導入を義務化すること等を規定していることである。この方向に沿って、日本でもコーポレート・ガバナンス・コードが策定されている、と。

菊池名誉会長によれば、このような歴史と特徴を持つ現行の企業統治制度にあっては、株主以外のステイクホルダーの権利・利益が軽視されるという事態が招来する。その結果、例えば日本では、顧客・取引先にとって最重要な製品の品質データの改竄や検査不正の問題が、また、従業員にとっては長時間労働、過労死、労災事故等の深刻な問題が発生している。にもかかわらず、ガバナンスの視点からそれらのステイクホルダーの權益を護るシステムがなんら編成されていない、と。こうした現行の企業統治制度の限界を克服するために、菊池名誉会長は、別の企業統治制度の構築が必要であり、それが社会的にも要請されているとして、ステイクホルダー・ガバナンスの構築の必要性を唱道された。具体的には、取締役会や監査役会・監査委員会に品質管理の責任者や従業員の代表を送り込むことにより、顧客・取引先、従業員等の權益をガバナンス・システムに位置づけるという重要な課題が解決されうる、と。

菊池名誉会長は、講演の後半では、大学等非営利組織の統治問題に言及されたが、時間の制約からか、この問題については、非営利組織は多様であり、法規制が30年から40年も立ち遅れていること、企業の取締役会に相当する理事会の役割が欠如していることを指摘されるに留まった。最後に菊池名誉会長は、私立大学のガバナンス問題について、山本清東京大学名誉教授の見解に拠りながら、私立大学法と学校教育法の二つの法的枠組みで運営される私立大学では、理事長職と学長職とが分離され同一人が担わない場合には、経営と教学との密接不可分の関係をどのように調整するかという課題が構造的に生じるが、この問題を解決するには、理事会と学長との関係が階層的であると同時に業務内容が相当程度重複することを大学関係者が理解したうえで、経営と教学との連携・一体的な意思決定と執行を可能にする仕組みを確立すること、経営の不正や教学の特性を損なう行為を抑止するには、外部理事にコンプライアンス担当や内部統制の役割を担ってもらふ必要があること、教育研究の自律性を確保するには、理事会は教学に関連する意思決定を枠組み段階にとどめ、学長に委任する必要があること等を挙げられた。

本講演を拝聴して特記しておきたいことが3点ある。1つは、営利組織としての企業の統治制度は歴史的に株主の權益を最優先し、株主以外のステイクホルダーの權益を軽視する制度にほかならず、そこに思想的限界があること、この限界を克服するにはステイクホルダー・ガバナンスの構築が不可避であることを明示し提唱されたことである。2つめは、様々な分野の研究者や実務家がガバナンス問題の研究に携わってからおよそ30年経ったが、その研究において、営利組織としての企業のガバナンス研究が理論的にも実践的にも最優先されてきたのに対し、非営利組織のガバナンス研究はようやく始まったばかりで著しく立ち遅れていることを指摘されたことである。3つめは、菊池名誉会長がつとに九十路に入られた今なお、学究の徒としての鮮烈な問題意識、旺盛な研究意欲そして沸々と湧き上がる学問的情熱を持って走り続けておられることである。これは驚きの一語に尽きる。本学会が創立以来堅実な発展を遂げることができたのも、菊池

先生の謙虚で温厚なお人柄によるところが極めて大きいように思うのは、筆者一人ではないであろう。菊池先生！お疲れさまでした。(平田 光弘 記)

○第 43 回中部部会:2018 年 12 月 8 日(土), 於 みよし市カリヨンハウス 1F 多目的室 1

●第 1 報告「金融機関における非上場株式評価の考察—IFRS 国際会計基準定期用金融機関の影響度—」,安齋 眞行(名古屋経済大学大学院),司会・コメンター:遠藤 秀紀(東海学園大学)

本報告の目的は、銀行業が保有する非上場株式の公正価値評価により、会計情報の有用性を保持できるかを明らかにすることである。銀行業は銀行法の適用により、金融庁の監督のもとで営業活動を行っており、金融商品に係る会計基準による公正価値評価は信頼性を低下させる一方で、取得原価に基づく信用評価調整(CVA)はそれを高めることができると指摘している。本報告は、国際財務報告基準(IFRS)およびわが国の金融商品に係る会計基準に基づく非上場株式の公正価値評価(レベル3)が困難であることを、財務報告の概念フレームワークにおける会計情報の質的特徴をふまえて指摘している点は適切である。一方で、本報告の主張を強化するためには、銀行業の非上場株式の公正価値評価方法と具体的事例が必要である。さらには IFRS の適用などの国際的視点からの接近を試みる場合には、全面的に公正価値評価を導入している英米諸国における銀行業の対応を明らかにすることが肝要である。(文責:遠藤秀紀/海学園大学)

●第 2 報告「中小企業の事業承継政策と後継者教育」村橋 剛史(朝日大学),司会・コメンター:宮田 則夫(宮田電工株式会社)

本報告では特に、経営者による後継者教育の重要性とその成否のポイントとなる基本的な課題を挙げ、あわせてこれらの円滑な推進のために最近打ち出されてきている政府の施策についても解説された。

また、主に高齢化した現経営者の事業承継の必要性認識および退任の決断と後継者との間におけるコミュニケーションの重要性についても触れられた。

本報告におけるこれらの指摘は事業承継を成功させるための王道ともいえる根幹の部分であるが、一方でこれらをいかに実際の企業経営の現場で実現していくか、という点において、企業毎の事情や経営者と後継者の間の人間関係などの要因から、うまくいかない事例も多々報告されている。

今後、さらに多くの事例研究などを行うことで研究をさらに深掘りし、事業承継における課題の根本的解決策について道筋を示すことが研究者に求められているといえる。

本報告者をはじめとする研究者の今後の研究の発展に注目したい。(文責:宮田則夫/宮田電工株式会社)

◇今後の部会開催予定

◆第 111 回研究部会開催のお知らせ◆

下記の要領にて開催しますので、万障お繰り合わせのうえご出席下さいますようご案内申し上げます。なお、大変お手数ですが、ご参加いただける方は 4 月 1 日までに、下記まで連絡く

ださい。申込先：学会事務局（E-mail：jarbab@alpha.ocn.ne.jp）

◆日時：平成2019年4月13日（土）13：00より

◆会場：早稲田大学早稲田キャンパス11号館 4階大会議室（新宿区西早稲田1-6-1）

◆参加費：500円

◆報告40分，質疑30分

①13：00～14：10

テーマ「中国における日本企業の撤退要因」（仮）

報告者：羽田 翔（東京福祉大学社会福祉学部助教）

司会・コメンテーター：金山 権（桜美林大学大学院経営学研究科教授）

②14：20～15：30

テーマ「特定複合観光施設区域整備法に関する考察」

報告者：佐々木一彰（東洋大学国際観光学部准教授）

司会・コメンテーター：坪井明彦（高崎経済大学地域政策学部教授）

③15：40～16：50

テーマ「コーポレートアメリカの魂の戦い—『株主第一主義』vs『ステークホルダーの価値のバランス』—」

報告者：佐藤 剛（全米取締役協会会員・元日立化成副社長）

司会・コメンテーター：厚東偉介（中京学院大学特任教授・早稲田大学名誉教授）

※なお，部会終了後，懇親会を予定いたしておりますので，是非ご参加ください。準備の都合もありますので，懇親会ご参加の方は4月1日迄に学会事務局までご連絡ください。

懇親会参加費：4,000円

◆第112回研究部会は，2019年6月に関東地区にて開催予定。

◆第44回中部部会，2019年5月または6月に中部地区にて開催予定。

◇新刊書（学会会員著）紹介◇

- ・ 風間信隆編著（鈴木美代子（Ⅲ・Ⅳ・Ⅺ）・円城寺敬浩（ⅩⅣ・コラム5）『よくわかるコーポレート・ガバナンス』，ミネルヴァ書房，2019年1月25日発行，248頁，定価2,600円（税別）
- ・ 高垣行男著『国際ビジネスの新潮流—ダイナミックOLIサイクルの試み—』，創成社，2019年1月31日発行，209頁，定価2,500円（税別）
- ・ 田中克昌著『戦略的イノベーション・マネジメント』，中央経済社，2019年2月16日発行，248頁，定価2,700円（税別）

理事会報告

●2018年12月8日（土）於 千葉商科大学本館3-1会議室 12時20分より

議題(1) 第29回全国大会の統一論題について，鈴木岩行大会実行委員長より統一論題4候補案の提案があり，さらに検討し，決定したい旨の報告がありました承された。(2) 国際シンポジウムについて，佐久間信夫日本側代表団団長から第17回日本・モンゴル国際シンポジウムについて

て、これまでになくコンパクトな運営が印象的であったこと、共同研究の提案がなされたことなどを中心に報告がなされた。金山権国際委員長より、第18回国際シンポジウムの開催にむけて日程、開催会場について、検討中であるとの報告があり、了承された。(3)その他、1)幹事、各種委員会構成員(案)について、配布資料の候補案をもとに報告され承認された。2)今後の学会運営上の課題、①30周年記念事業について、2020年に向けて理事に協力依頼がなされた。②研究部会について、③学会の組織運営の確立について、④ホームページ運営について、⑤メーリングリストについて、⑥年報の電子化等について、等提案がありさらに検討し各種委員会との連携を強化する方向で進めることとした。

2018年度年会費納入のお願い(2018/6/1~2019年5/31)

納入方法：郵便振替 00140-4-601215 □座名 経営行動研究学会

みずほ銀行 飯田橋支店・普通預金：2547149・□座名：経営行動研究学会

住所および所属機関変更

氏名	新住所	新所属機関	
青木 均			
高橋 真		ハリウッド大学院大学	
安田 元三			

研究委員会 部会報告の募集について……本人申込み・推薦いずれかにより、それぞれ所定の用紙(HPよりダウンロードできます)に記入のうえ、学会事務局に開催予定日の3ヶ月前までに送付する。応募多数の場合は、研究委員会の審議を経て決定します。なお、部会開催についてご協力を頂けます大学がありましたら、事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。自薦、他薦を問いませんので、必要事項を記入の上、FAXかメールでご応募下さい。

※必要事項：氏名・所属・連絡先・電話・メールアドレス・報告テーマ、専攻分野、キーワード(5点以内)・報告要旨800字以内、報告希望時期(①4月、6月、10月、12月、②中部部会：5月または6月を予定、12月、③関西部会3月、④九州部会3月または4月を予定)を明記)。

****<新入会員ご紹介のお願い>*****

経営行動研究学会では新入会員を募っております。当学会は、昭和49年(1974年)に4人の研究者からなる研究会から始まった「環境と経営の会」を母体として、平成3年(1991年)に発足いたしました。2019年7月には、創立29年目を迎えます。経営学の専門化や細分化の進展とともに、それに対応した学会も数多く設立されてきました。一方で、営利・非営利を問わず経営行動それ自体の研究を、経営学だけではなく、多くの関連学術領域の観点から行なう必要性が広く社会的に認識され、その要請に答えようという学会設立の趣旨はますますその重要性を増していると考えられます。混迷を深める社会的な動向の中で、経

営行動に関する基本的な思想およびその実践の再構築が求められています。

経営行動に関する研究は、一方で理論的な方法で、もう一方で実証的・実地的な方法で進められるべきであると考えられ、アカデミズムと実務界の研究者の参加と協力が強く望まれています。これまで、学会は広く学界ならびに実務界の研究者のご賛同とご協力を得て、運営されてきました。平成31年1月現在、法人会員4社、会員(個人・院生)385名、海外在住会員11名となっています。現会員には、是非、賛同者のご紹介をお願い致します。学会に新しく入会を希望される方や学会の組織・運営に関心のある方は、是非、学会事務局にご連絡下さい(Tel. 03-3263-2586 /E-Mail: jarbab@alpha.ocn.ne.jp)。なお、学会Webサイトより、入会申込書をダウンロードできますので、ご利用下さいようお願い申し上げます。
(<http://www.jam1991.org/kakusyumousikomisyu.html>)

組織委員会委員長 金子 勝一

<住所・所属等変更の連絡方法について>

会員各位の自宅のご住所・電話番号・所属機関の名称・所在・電話番号・職名等について変更の生じた場合には変更前と変更後を並記のうえ必ず文書またはメールにて事務局宛にご連絡ください。

<会員消息>

[訃報]

本学会理事の新川正子氏(元千葉商科大学経済研究所研究員、株式会社新川電気専務取締役)は、病氣療養中でありましたが、平成31年3月3日に逝去されました(享年76歳)。新川氏は日本・モンゴル国際シンポジウムに参加、ご報告をされ、国際交流に貢献されました。会員の皆様とともに慎んでご冥福をお祈りいたします。

◆会報委員会よりのお知らせ◆

「News Letter」は、完全電子化に向け計画中です。今後は紙媒体ではなく本学会ホームページ<http://www.jam1991.org>にてご覧いただく予定です。

<学会報委員会委員>

委員長 吉田 正人、副委員長 野村 千佳子、青木 英孝、加藤 巖、坪井 明彦、飛田 幸宏、松原 日出人

発行 経営行動研究学会 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 4-4-8

東京中央ビル7F707号 経営行動研究所内

2019年3月20日発行

TEL. 03-3263-2586 FAX. 03-3263-4466

<http://www.jam1991.org/> e-mail: jarbab@alpha.ocn.ne.jp

印刷 経営行動研究所 TEL. 03-3263-2586